

ナンバープレートの交付受付業務について

国土交通省
自動車交通局管理課

1. 制度・業務の現状

ナンバープレート（自動車登録番号標）は、国土交通大臣又は国土交通大臣が指定した自動車登録番号標交付代行者（以下「交付代行者」という。）が交付を行うこととなっている（道路運送車両法第11条第1項）。

登録業務を行う運輸支局等は全国で91箇所あるが、全ての支局等において交付代行者を指定し、ナンバープレートの交付業務を当該交付代行者（民間事業者）に委ねている。

なお、現在指定している交付代行者数は52事業者である。

2. 業務の目的及び概要

- ・道路運送車両法第10条により登録事項の通知を受けた者に対する自動車登録番号標の交付（年間約1500万件）
- ・道路運送車両法第20条第1項の規定により返納を受けた自動車登録番号標の破壊

3. 業務の流れ（別紙1参照）

- ・国土交通大臣（運輸支局長に権限委任）が自動車登録番号を指定して申請者に通知
申請者が指定された自動車登録番号を記した通知書を交付代行者に提示
交付代行者は申請者に自動車登録番号標を交付
- ・申請者が交付代行者に自動車登録番号標を返納
交付代行者は直ちに自動車登録番号標を切断又は直径40ミリメートル以上の穴を貫通させることにより破壊
交付代行者は申請者が自動車番号標を返納した旨を証する書面を申請者に交付

4. 業務費用の財源

- ・自動車標板交付手数料により運営

(参考1) ナンバープレート交付業務関係法令

道路運送車両法

(登録事項の通知)

第十条 国土交通大臣は、新規登録をしたときは、申請者に対し、登録事項を書面により通知しなければならない。

(自動車登録番号標の封印等)

第十一条 自動車の所有者は、前条の規定により自動車登録番号の通知を受けたときは、当該番号を記載した自動車登録番号標を国土交通大臣又は第二十五条の自動車登録番号標交付代行者から交付を受け、国土交通省令で定めるところによりこれを当該自動車に取り付けた上、国土交通大臣又は第二十八条の三第一項の規定による委託を受けた者の行う封印の取付けを受けなければならない。

(自動車登録番号標交付代行者)

第二十五条 自動車登録番号標を登録自動車の所有者に交付する業を行おうとする者は、事業場ごとに、国土交通大臣の指定を受けなければならない。

2 前項の指定には、条件又は期限を附し、及びこれを変更することができる。

3 前項の条件又は期限は、第一項の規定により指定を受けた者(以下「自動車登録番号標交付代行者」という。)が行なう自動車登録番号標の交付が適切に行なわれるために必要とする最小限度のものに限り、かつ、当該自動車登録番号標交付代行者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

道路運送車両法施行規則

(自動車登録番号標の廃棄等の方法)

第九条 法第20条第一項の規定による自動車登録番号標の破壊は、自動車登録番号標を切断すること又は自動車登録番号標の表面から裏面に貫通する直径四十ミリメートル以上の穴をあけることにより行うものとする。

2 法第二十条第一項の規定による自動車登録番号標の廃棄は、運輸監理部又は運輸支局長の指定する場所において行うものとする。

自動車登録番号標交付代行者規則

第一条 道路運送車両法(以下「法」という。)第二十五条第一項の規定による指定(以下「指定」という。)は、自動車登録番号標を交付し、又は返納を受けるべき範囲(以下「業務の範囲」という。)を限定して行う。

2 前項の規定による限定は、同項の自動車登録番号標に係る登録自動車の使用の本拠の位置の属する区域について、運輸監理部又は運輸支局長の管轄区域を特定することにより行う。

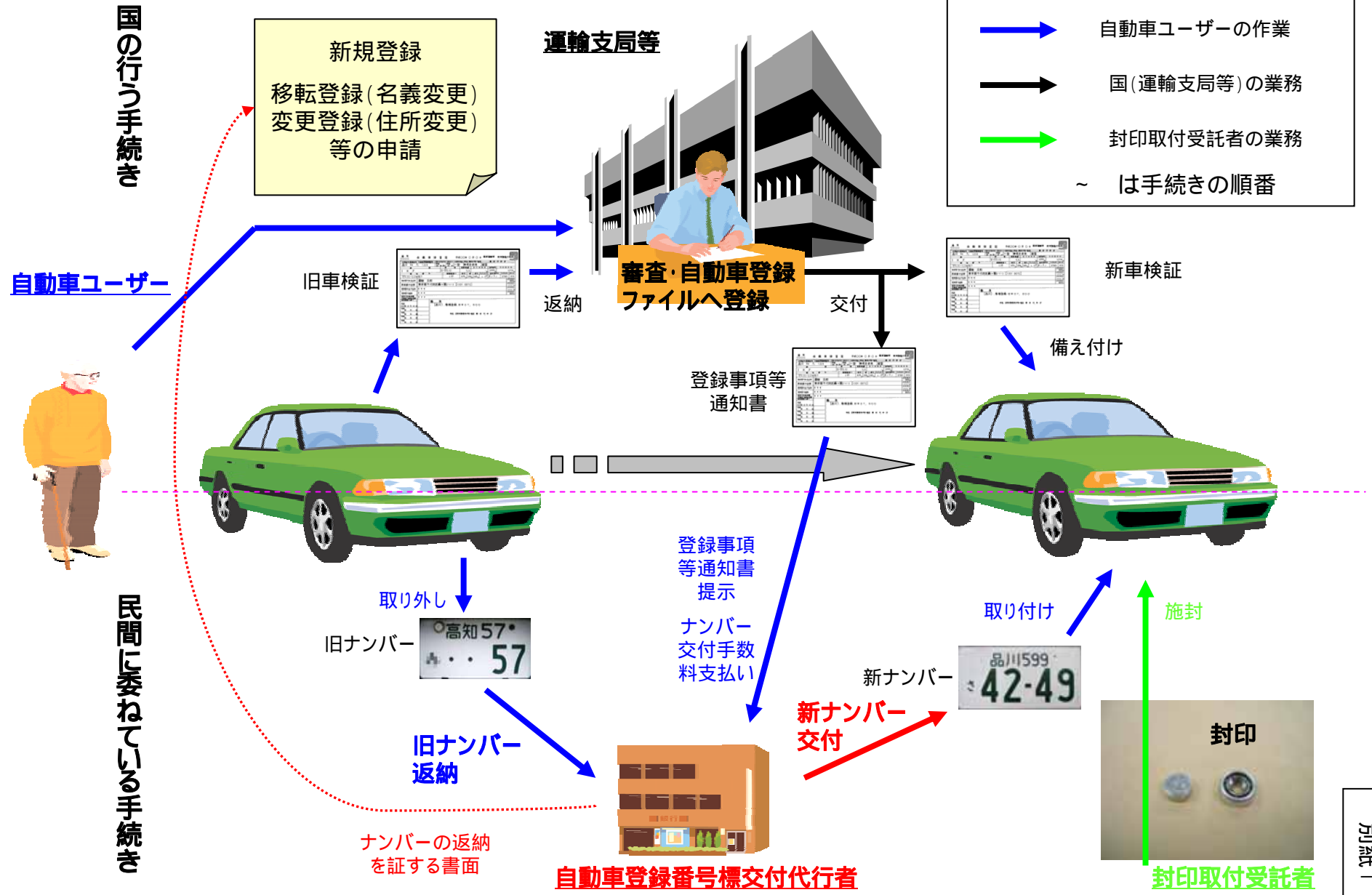
3 地方運輸局長は、前項の規定による外、必要があると認めるときは、同項の登録自動車について自動車の種別等を特定することにより、第一項の規定による限定をすることができる。

(参考2) 委託先名称

別紙2のとおり

ナンバー交付までの流れ

→ 自動車登録番号標交付
 代行者の業務
→ 自動車ユーザーの作業
→ 国(運輸支局等)の業務
→ 封印取付受託者の業務
 ~ は手続きの順番



	自動車登録番号標交付代行者名	交付している支局名
1	(社)札幌地区自家用自動車協会	札幌
2	(財)北海道陸運協会	札幌、帯広、北見
3	(社)函館地区自家用自動車協会	函館
4	(社)旭川地方自家用自動車協会	旭川
5	(社)室蘭地区自動車協会	室蘭
6	(社)釧根自家用協会	釧路
7	(社)帯広地方自家用自動車協会	帯広
8	(社)北見地区自家用自動車協会	北見
9	(社)青森県自動車協会	青森
10	(社)岩手県自動車整備振興会	岩手
11	(社)宮城県自動車協会	宮城
12	(財)秋田県全自動車協会	秋田
13	(社)山形県自動車整備振興会	山形
14	(財)福島県自動車会議所	福島
15	(財)関東陸運振興財団	東京、埼玉、千葉、茨城、群馬、山梨
16	(社)栃木県自動車整備振興会	栃木
17	(社)神奈川県自動車会議所	神奈川
18	(財)新潟県自動車標板協会	新潟
19	(社)富山県自動車整備振興会	富山
20	(社)石川県自動車整備振興会	石川
21	(財)長野県自動車標板協会	長野
22	(社)福井県自動車整備振興会	福井
23	(社)岐阜県自動車会議所	岐阜
24	(社)静岡県自動車会議所	静岡
25	(社)愛知県自動車会議所	愛知
26	(社)三重県自動車整備振興会	三重
27	(社)滋賀県自動車整備振興会	滋賀
28	(社)京都府自動車整備振興会	京都
29	(社)大阪府自家用自動車連合協会	大阪
30	(財)大阪陸運協会	兵庫
31	奈良県自動車整備工業協同組合	奈良
32	(財)和歌山県自動車標板協会	和歌山
33	(社)鳥取県自動車整備振興会	鳥取
34	(社)島根県自動車整備振興会	島根
35	(社)岡山県自動車整備振興会	岡山
36	(社)広島県自動車整備振興会	広島
37	(財)山口県自動車振興センター	山口
38	(社)徳島県自動車整備振興会	徳島
39	(社)香川県自動車整備振興会	香川
40	(社)愛媛県自動車整備振興会	愛媛
41	(社)高知県自動車整備振興会	高知
42	(財)福岡県自動車標板協会	福岡
43	(財)九州陸運協会	福岡
44	(社)佐賀県自動車整備振興会	佐賀
45	(社)長崎県自動車協会	長崎
46	(社)佐世保自動車協会	佐世保自動車検査登録事務所
47	(社)熊本県自動車標板協会	熊本
48	(社)大分県自動車整備振興会	大分
49	(社)宮崎県自動車整備振興会	長崎
50	(財)鹿児島県自動車標板協会	鹿児島
51	(社)奄美自動車連合会	大島自動車検査登録事務所
52	(財)沖縄県陸運協力会	沖縄